

# 中央社会保険医療協議会の審議報告

平成13年12月14日

本協議会は、本年4月より、診療報酬体系の在り方、薬価制度及び特定保険医療材料制度について検討を行ってきたところであるが、平成14年度の診療報酬改定、薬価改定及び保険医療材料価格改定についての意見を以下のとおり取りまとめたので報告する。

## 1 診療報酬改定について

診療報酬については、良質な医療を効率的に提供するという考え方を基本としつつ、体系的な見直しを進める観点から、高齢者の心身の特性に応じた報酬体系等の見直し、医療機関別の包括評価の導入、患者ニーズの多様化等へ対応するための特定療養費制度の見直しなどを行うべきである。

また、平成14年度の診療報酬改定については、賃金・物価の動向や最近の厳しい経済動向、さらには、医療保険制度改革全体の流れの中で、改革の痛みを公平に分かち合うという観点からも、相応の見直しを行うべきである。

## 2 薬価改定及び保険医療材料価格改定について

薬価については、これまでの取り組みにより薬価差や薬剤比率は大幅に減少してきているものの、平成14年度改定においては、保険財源の効率的かつ重点的配分を図る観点から、画期的新薬等の評価の充実を図るとともに、市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化と併せ、先発品の価格の適正化を図るべきである。

また、保険医療材料価格についても同様の観点から、画期的な新規の医療用具については評価の充実を図るとともに、市場実勢価格を踏まえた価格の適正化と併せ、内外価格差是正の観点から既存品の価格の適正化を図るべきである。